

一般財団法人林業経済研究所における公的外部資金の 不正防止に関する基本方針

平成 27 年 1 月 5 日

一般財団法人林業経済研究所 理事長

1. 趣旨

この基本方針は、一般財団法人林業経済研究所（以下、「研究所」という。）に配分される科学研究費補助金等の公的研究資金（以下、「公的外部資金」という。）について、不正使用を防止し、適正な運営・管理・監査を行うため、研究所が実施すべきことについて基本的な方針を示すものである。

2. 責任体制

公的外部資金を適正に運営・管理するためには、研究所内の責任体制をこれまで以上に明確にする必要がある。その基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 当研究所を統括し、公的外部資金の運営・管理について最終的に責任を負うものとして最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知させるとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 最高管理責任者を補佐し、公的外部資金の運営・管理について研究所を統括する実質的な責任と権限を持つものとして統括管理責任者を置き、業務執行理事・所長（以下、「所長」という。）をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当研究所全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

(3) 少人数で運営する研究機関であり、財政規模も小規模であるという研究所の性格や規模、コスト、リソース等を勘案し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学大臣決定）の要請を踏まえた不正防止対策等の公的外部資金の適正な運営・管理を行うため、不正防止の方法としてコンプライアンス委員会を設置し、これが当研究所公的外部資金の運営・管理、不正防止などについて中心的な役割を果たすものとする。

コンプライアンス委員会は当研究所の運営会議メンバーで構成し、委員長は所長をもって充てる。また委員長はコンプライアンス推進責任者を兼務する。

なお、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進責任者の役割

と任務については、別途規程等で定める。

3. 適正な運営・管理の環境整備

公的外部資金を適正に運営・管理するためには、ルールの特明確化・統一化、職務権限の特明確化、関係者の意識向上、告発等の取り扱いや調査・懲戒に関する規定等、公的外部資金を巡る環境を整備する必要があり、その基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的資金の運営・管理のルールの明確化及び統一化を図ることを目的として、公的外部資金の運営・管理に関する「一般財団法人林業経済研究所における公的外部資金取扱規程」(以下、「公的外部資金取扱規程」という。)を定め、研究所構成員および関係業者に対して周知を図るとともに、実施する。

(2) 職務権限の特明確化

最高管理責任者は、公的外部資金の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(3) 関係者の意識向上

公的外部資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、「不正防止計画」及び「公的外部資金取扱規程」に基づいてコンプライアンス教育を実施し、構成員の受講状況および理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

(4) 告発等の取り扱い、調査・懲戒に関する規定

ア) 公的外部資金不正使用に関わる通報窓口としてコンプライアンス委員会を指定し、内外に周知する。

イ) 最高管理責任者は、公的外部資金の不正に関わる調査の体制・手続き等を示した規定等を定める。

ウ) 調査の結果、懲戒を必要とするときは、研究所の規則に基づき処理する。

4. 不正要因の把握・不正防止計画・モニタリング

公的外部資金不正防止に向けては、不正が発生する要因の把握、その要因を考慮した上での不正防止計画の策定、運営・管理全体のモニタリングの継続などが、不正をなくすための措置として重視されている。当研究所としては、これらを担当する部署としてコンプライアンス委員会を置き、委員長をコンプライアンス推進責任者とする体制を取ることとし、構成員(研究員・事務職員)は、自ら研究倫理や社会的倫理を重視して行動するとともに、コ

ンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進責任者の活動に協力しなければならない。

5. 公的外部資金の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、公的外部資金の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じる。
- (2) 予算の執行は、「公的外部資金取扱規程」に基づいて、適正に執行する。
- (3) 不正な取引に関与した業者については、取引停止の措置を講じる。

6. 情報発信・共有化

- (1) 公的外部資金の使用に関するルール等について、研究所内外から相談及び通報を受ける窓口をコンプライアンス委員会とする。
- (2) 当研究所のルールを内外に周知するため、関係する規則類をホームページ等で公表する。

7. 監査体制

- (1) 一般財団法人林業経済研究所監事は、研究所の業務・経理に関する通常の監査に加えて、公的外部資金の運営・管理に関しては、関連する規則に基づいて監査を行うものとする。
- (2) 公的外部資金の監査に当たっては、以下のことに留意する。
 - ア 会計書類の形式的要件についてチェックするほか、公的外部資金の管理体制及び管理のシステムについてのチェックも行う。
 - イ 不正防止を司るコンプライアンス委員会と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的に監査を実施する。
 - ウ 会計事務所もしくはこれに準ずる組織と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

8. その他

平成19年10月1日付けの理事長通達「財団法人林業経済研究所公的外部資金運用に関する理事長通達」は廃止する。